

奈良県広域水道企業団職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和8年3月27日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団規則第6号

奈良県広域水道企業団職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する
規則

奈良県広域水道企業団職員の育児休業等に関する規則（令和7年3月規則第
17号）の一部を次のように改正する。

第28条中「第9条第1項第11号」を「第9条第1項第12号」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。